

◎新潟県告示第625号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年4月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
小林整形外科医院	上越市南本町2丁目13-14	平成25年3月31日
原消化器内科医院	新発田市豊町4丁目5番1号	平成25年3月31日
川西歯科	十日町市春日102	平成25年3月31日
トモエ薬局高田店	上越市樋場2街区1-1	平成25年3月31日
大手薬局六日町調剤	南魚沼市六日町1882-1	平成25年3月31日
とどろき調剤薬局	燕市東太田2890番地3	平成25年3月31日